

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護・障害分)に係る次の事業の申請受付を令和2年8月17日から開始しました。

【介護分】

- (1) 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業
- (2) 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業
- (3) 介護サービス再開に向けた支援事業
 - ①在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業
 - ②在宅サービス事業所における環境整備への助成事業

介護報酬の請求を行っている事業所は、原則、介護電子請求受付システムにより国保連に申請してください。

申請方法や申請様式等詳細については、下記の神奈川県ホームページをご確認ください。
《神奈川県ホームページ》

http://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/covid19_shien.html

【障害分】

- (1) 障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業
- (2) 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業
- (3) 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業

障害福祉サービス施設・事業所等は、障害福祉サービス等報酬に係る電子請求受付システムにより国保連に申請してください。

申請方法や申請様式等詳細については、障害福祉情報サービスかながわをご確認ください。
《障害福祉情報サービスかながわ》

https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/library/L_Result2.asp?category=208&topid=15

また、神奈川県では専用ナビダイヤル(コールセンター)を設置しています。

ご質問等は、次の番号におかけ下さい。

【神奈川県新型コロナ緊急包括支援交付金(介護・障害分)コールセンター】

0570-077-160 受付時間:平日10時から17時まで